CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

• Cisco Smart Licensing for Unified Communications Manager 12.5 および 14 BE6000 固有のライセンス （1 ページ）

Cisco Smart Licensing for Unified Communications Manager 12.5 および 14 BE6000 固有のライセンス

Cisco Smart Licensing の概要と、Unified Communications Manager 12.0 以降での使用方法については、「*Cisco Smart Software Licensing with Cisco Unified Communications Manager* ソリューションの概要」を参照してください。

この付録の手順は、BE6000 固有の UCL および UWL 12.5 スターター パックとアドオン ユーザ ライセンスを購入した場合にのみ適用されます。 これらのライセンスについては、パートナーおよびシスコの従業員が利用できる *Business Edition 6000* 注文ガイドに記載されています。

- 別のライセンス オファーを使用している場合、 またはバージョン 14 のライセンス（Collaboration Flex Plan としてのみ販売）を使用している場合 （BE6000 に固有ではない UCL、UWL、Enterprise Agreement、Collaboration Flex Plan など）は、ここで停止し、『Cisco Smart Software Licensing with *Cisco Unified Communications Manager Solution Overview* 』で手順を確認してください。
- BE6000 固有のライセンスのスマート ライセンスは、Collaboration System Release 12.5 以降でのみ使用できます。
- BE6000 固有のライセンスの Unified Communications Manager 12.5 では、Cisco Smart Licensing を使用する必要があり、UCM 12.5 Publisher では CLI を使用して「BE6000 モード」を有効にする必要があります。
- Cisco Smart Account を作成する必要があります (インストール前に作成できます)。 新しく購入した BE6000 12.5 ライセンスをこのアカウントに預ける必要があります。 インストールベースのお客様は、ライセンスを 12.5 に移行し、このアカウントにライセンスを預ける必要があります。

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

1. BE6000 固有の 12.5 ライセンスを取得します。 これらの手順では、必要な購入/履行プロセスがすでに完了していることを前提としています。 パートナーおよび Cisco の従業員は、Business Edition 6000 12.5 注文ガイドを参照してください。

2. Cisco Smart Software Manager でスマート アカウント/仮想アカウントをプロビジョニングし、BE6000 固有のライセンスがスマート アカウント/仮想アカウントに割り当てられていることを確認します。

   詳細については、「*Cisco Unified Communications Manager* ソリューションの概要」の「Cisco スマート ソフトウェア ライセンシング」を参照してください。

   スターター パックおよびアドオン ユーザ用の BE6000 固有のライセンスがスマート アカウント/仮想アカウントに適切に割り当てられていることを確認します。

   BE6000 12.5 固有のライセンスとスターター パック ライセンスが割り当てられたスマート アカウント/仮想アカウントを示す Cisco Smart Software Manager の次のスクリーンショットを参照してください。

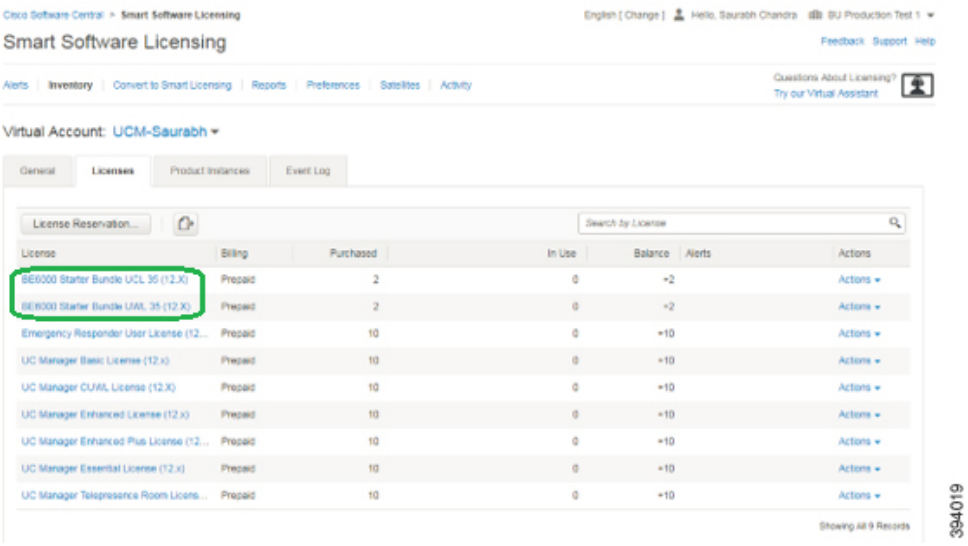

3. Cisco Smart Software Manager から Unified Communications Manager 12.5 の登録トークンを取得します。

   詳細については、「*Cisco Smart Software Licensing with Cisco Unified Communications Manager* ソリューションの概要」を参照してください。

   登録トークンがコピーまたはダウンロードされる場所を示す次のスクリーンショットを参照してください (これは手順 6 で必要になります)。

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

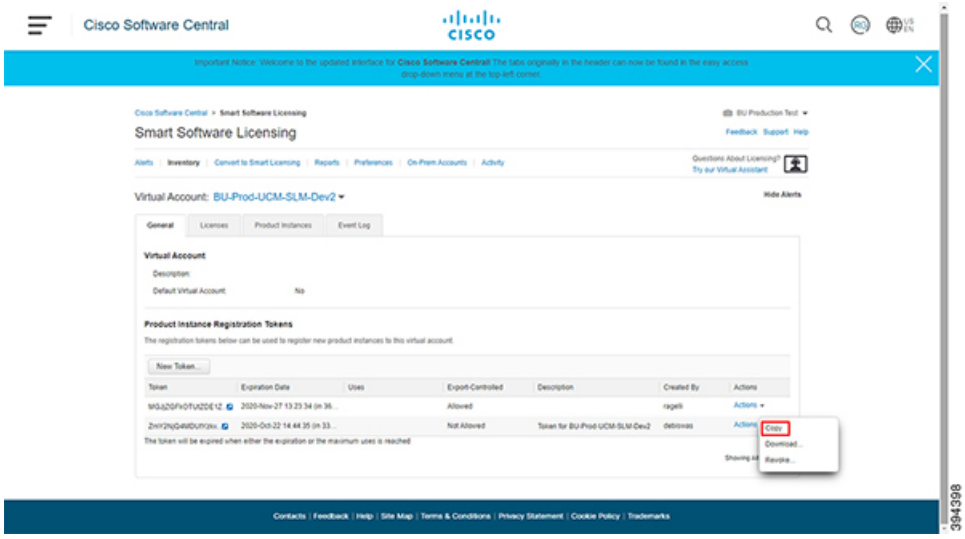

4. Unified Communications Manager 12.5 をインストールします (または、Unified Communications Manager を古いリリースから 12.5 にバージョンアップグレードします)。

   BE6000 の Unified Communications Manager が最初に 12.5 としてインストールされるか、古いリリースから 12.5 にバージョンアップグレードされると、Unified Communications Manager 12.5 は直ちに次のモードになります。

   - 登録ステータスは「未登録」です。
   - ライセンス認証ステータス「評価モード」。 Unified Communications Manager 12.5 は、90 日間、または Cisco Smart Software Manager に登録されるまで (いずれか早い方)、「評価モード」のままになります。
   - ライセンス モード「エンタープライズ」。

   以下は、Unified Communications Manager 12.5 をインストールし、デバイスを構成した直後の初期モード設定のスクリーンショットです。

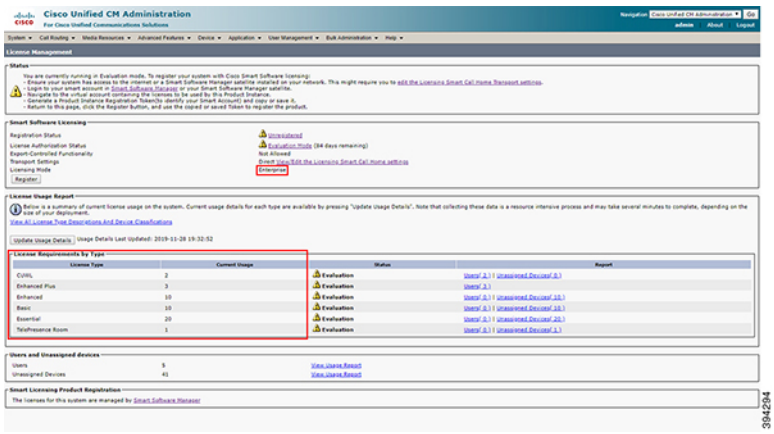

   登録せずに 90 日が経過して「評価モード」が終了すると、Unified Communications Manager 12.5 は「強制モード」に入り、管理上の変更は無効になります。

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

登録後、Unified Communications Manager 12.5 は定期的に Cisco Smart Software Manager (CSSM) と同期して、Unified Communications Manager 12.5 の認証ステータスを確認し、顧客の登録済みライセンスをこの Unified Communications Manager 12.5 クラスタでローカルに消費または使用されているライセンスと照合します。 CSSM が「認証期限切れ」を報告する場合、または登録済みライセンスの数が消費/使用済みライセンスの数に対して不十分である場合、Unified Communications Manager 12.5 は「コンプライアンス違反」ステータスになります。 ライセンスを準拠状態に戻すための 90 日間の超過期間があり、その期間の終了時に Unified Communications Manager 12.5 は「強制モード」に入り、管理上の変更は無効になります。

詳細については、「*Cisco Smart Software Licensing with Cisco Unified Communications Manager* ソリューションの概要」を参照してください。

5. Unified Communications Manager 12.5 クラスタを「BE6000 モード」に設定し、使用する BE6000 スターター パックを指定します。

   Unified Communications Manager 12.5 パブリッシャー ノードで、プラットフォーム CLI コマンド **utils BE6000Mode enable** を実行し、12.5 のインストールまたはバージョン アップグレードに使用する BE6000 スターター パック ライセンスを指定します。

   - BE6000 UCL スターター バンドル (UCL Enhanced + ボイスメール用)
   - BE6000 UWL スターターバンドル（UWL 標準用）
   - NONE

   以下は使用するコマンドラインのスクリーンショットです。

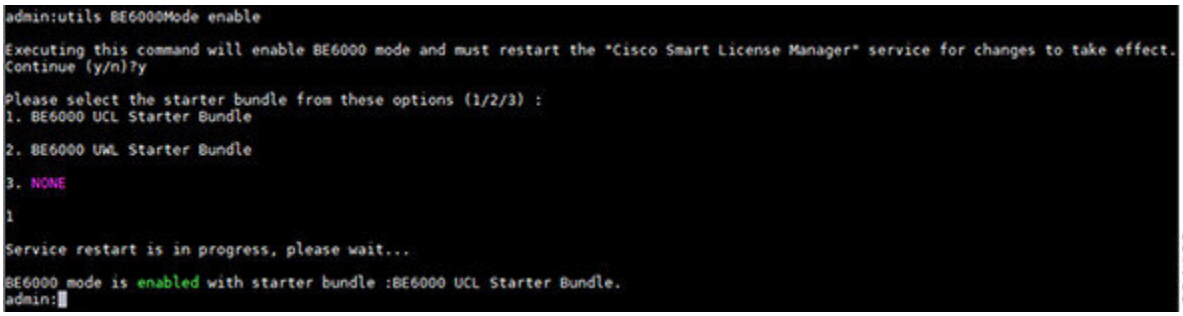

   例として、Unified Communications Manager 12.5 が「BE6000 UCL スターター バンドル」を使用して「BE6000 モード」に設定された直後に表示される次のスクリーンショットを参照してください (Cisco Smart Software Manager に登録されたライセンスからまだ要求されていない 1 つのユニットを消費または使用していることを示しています)。

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

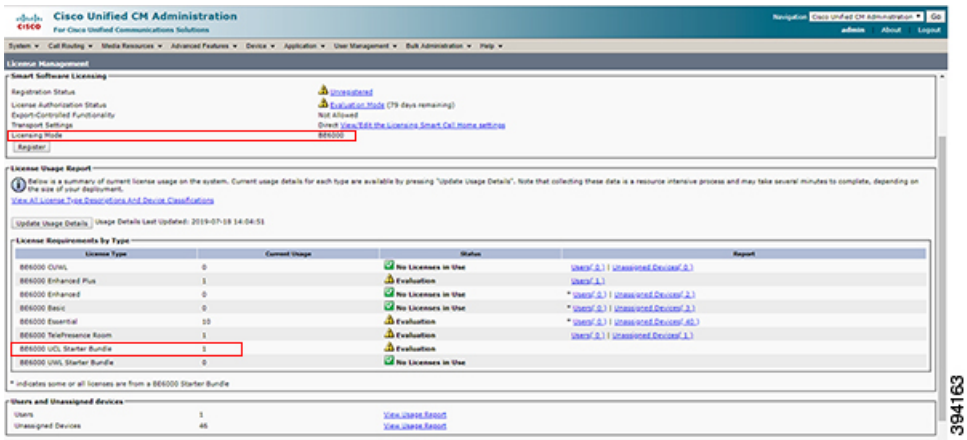

6. 登録トークンを使用して、BE6000 Unified Communications Manager 12.5 を Cisco Smart Software Manager に登録します。

   詳細については、「*Cisco Smart Software Licensing with Cisco Unified Communications Manager* ソリューションの概要」を参照してください。

   Unified Communications Manager 12.5 Publisher の手順 3 で取得した登録トークンを入力します。

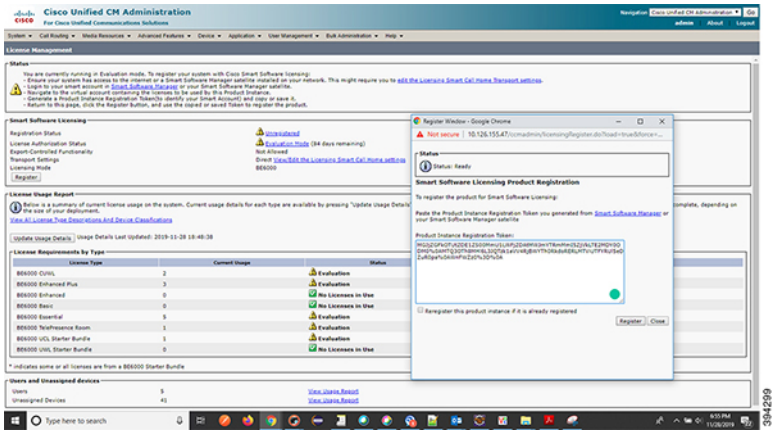

次に、Unified Communications Manager 12.5 Publisher は、Cisco Smart Software Manager の登録済みライセンス インベントリから単一の BE6000 Starter Bundle を要求して消費または使用しようとします。 要求されたスターター バンドルの機能レベルは、プラットフォーム コマンドライン インターフェイス **utils BE6000Mode enable の実行時に指定したものです。** パブリッシャーが「BE6000 モード」である Unified Communications Manager 12.5 クラスタは、1 つの BE6000 スターター パック ライセンスのみを要求して消費または使用できます。 クラスタは、BE6000 ソリューションの容量制限に従って、任意の数の BE6000 固有または BE6000 固有ではないアドオン ユーザ ライセンスを要求し、消費または使用できます。

例として、BE6000 UCL スターター パックを使用して 'BE6000 モード' で正常に登録され、承認された Unified Communications Manager 12.5 の場合、Unified Communications Manager 12.5 Publisher および Cisco Smart Software Manager に表示される次のスクリーンショットを

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

参照してください (承認され登録された 1 つのユニットを消費または使用中であることを示しています)。

Unified Communications Manager：

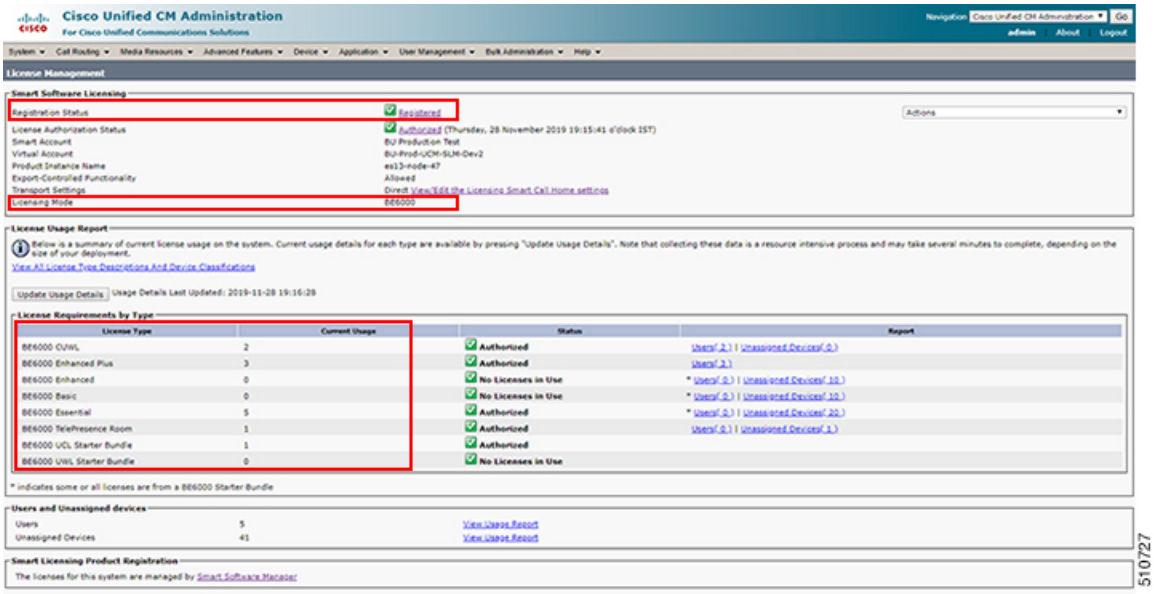

Cisco Smart Software Manager:

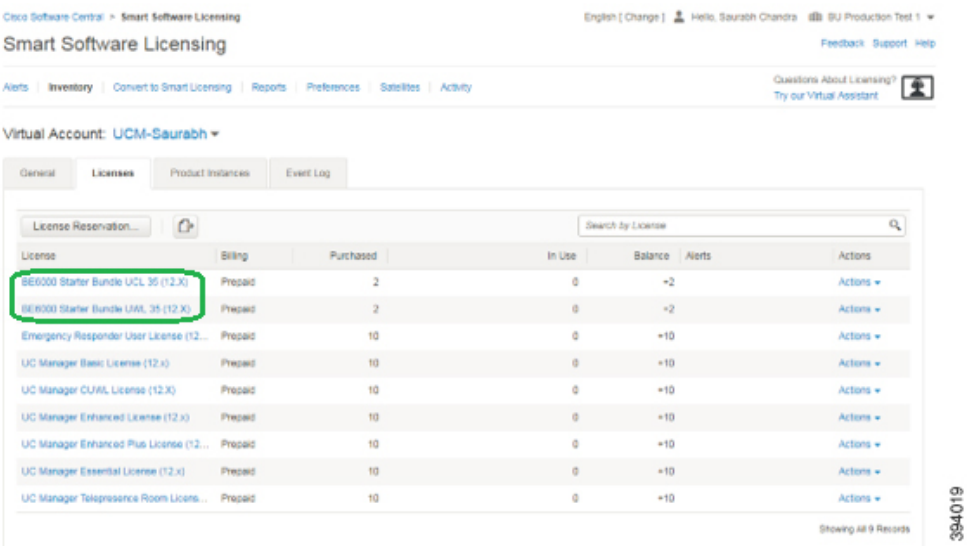

スターターバンドルライセンスの消費

以下は、顧客が 12.5 でデバイスを設定した後、Unified Communications Manager をインストールした直後の初期モード設定のスクリーンショットです。

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

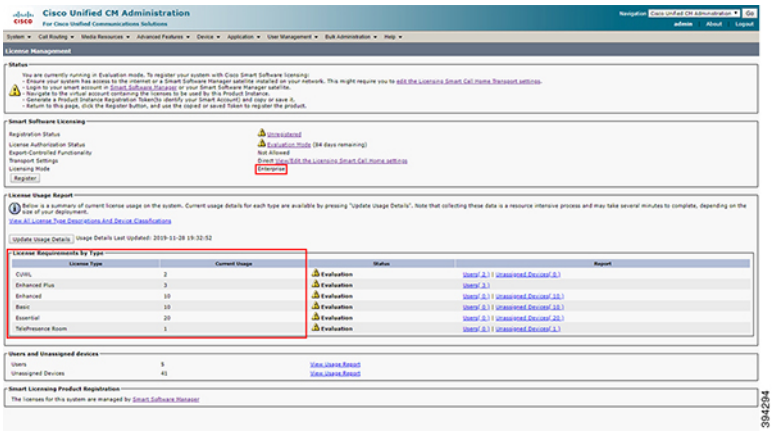

ユーザーが、**utils BE6000Mode enable** を実行して、**[BE6000 UCL Starter Bundle]** を選択する際、

次の画像は、上記の選択に対するライセンス消費の変化を示しています。

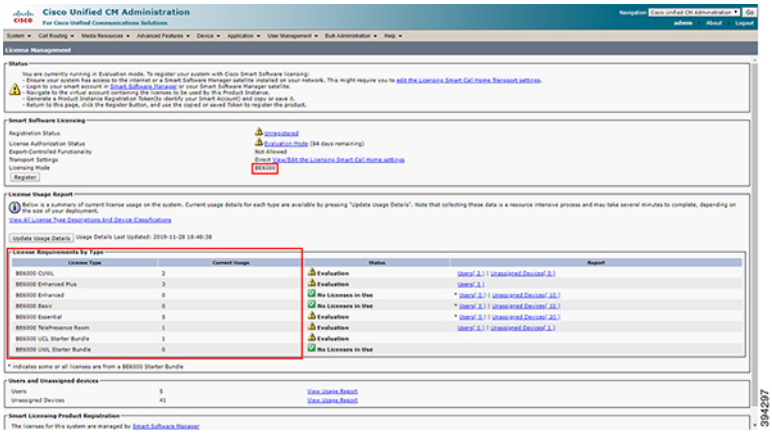

ユーザーが、**utils BE6000Mode enable** を実行して、**[BE6000 UWL Starter Bundle]** を選択する際、

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

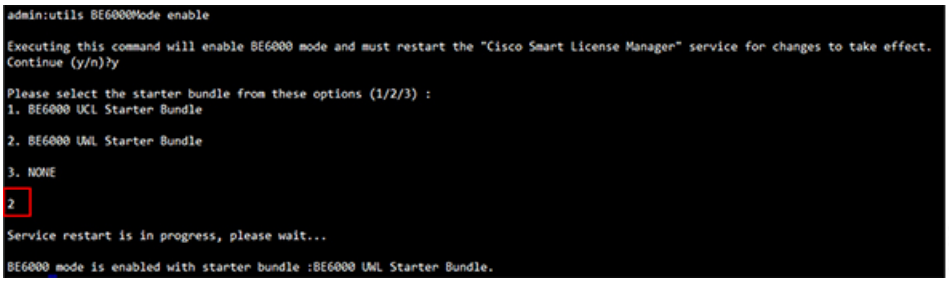

次の画像は、上記の選択に対するライセンス消費の変化を示しています。

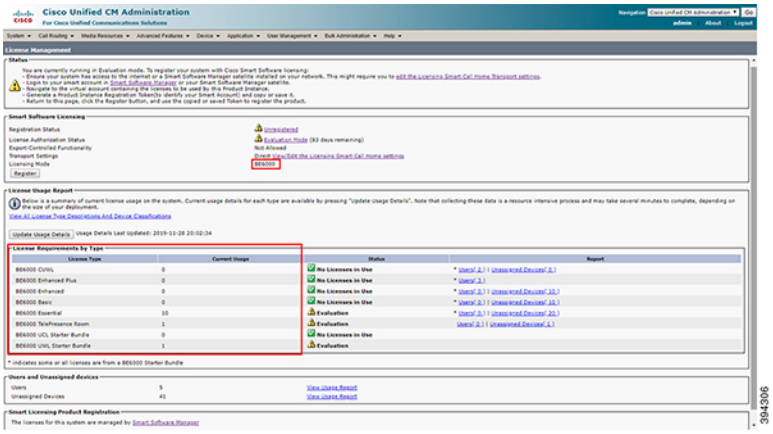

ユーザーが、**utils BE6000Mode enable** を実行して、**[なし]** を選択する際、

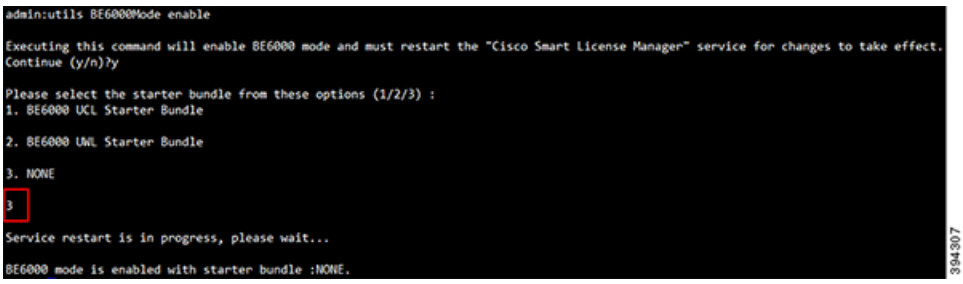

次の画像は、上記の選択に対するライセンス消費の変化を示しています。

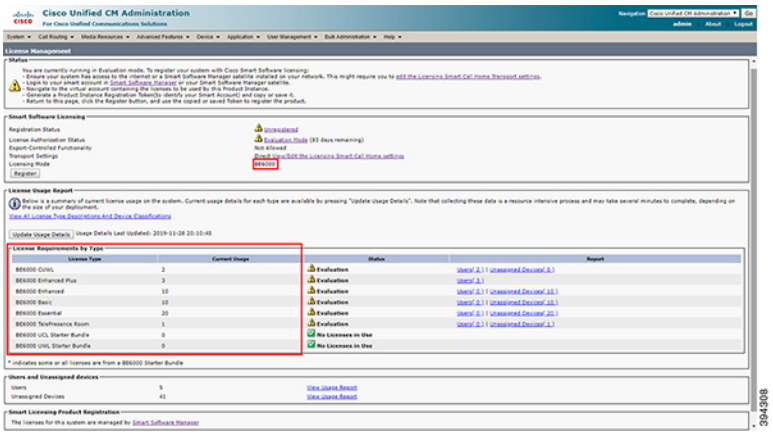

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

アドオンユーザーライセンスの消費

BE6000 モードでは、Unified Communications Manager 12.5 は、エンタープライズ アドオンとともに BE6000 Starter Bundle アドオンを使用します。

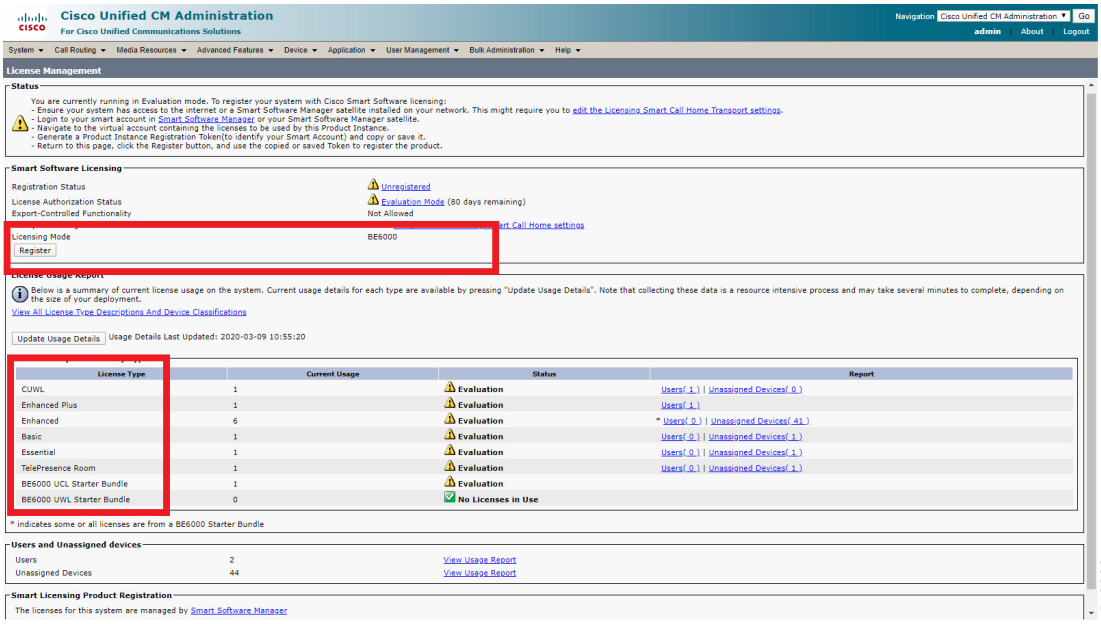

CUCM 12.5 および 14 向け Cisco Smart Licensing BE6000 固有のライセンス

翻訳について
このドキュメントは、米国シスコ発行ドキュメントの参考和訳です。リンク情報につきましては、日本語版掲載時点で、英語版にアップデートがあり、リンク先のページが移動/変更されている場合がありますことをご了承ください。あくまでも参考和訳となりますので、正式な内容については米国サイトのドキュメントを参照ください。